

冒頭に「介護報酬に関する意見(意見公募)」と記載

○氏名又は名称・代表者の氏名

菅野 信子

○個人の場合:

※上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

1. 介護サービス利用者本人
2. 利用者の家族
3. 介護事業サービス関係者(ヘルパー)
4. その他

○団体の場合: 事業又は活動の内容

○意見内容

私はヘルパー1級を取得後(介護保険が適用される)
ヘルパーとして介護サービスを提供している。
週4日、20時間、仕事をしていますが、月の収入は
7~8万円ほどです。交通費、食料、一切はなし。
移動の時間も支給されず、利用者のお宅での
サービス時間のみ。週20時間も、ショートステイ、入院
等により時々キャンセルありますので安定していません。
仕事も家事援助等と兼いし、仕事をしています。
掃き、洗濯、炊事と2時間休むはず
なし。それに比べ、通院介護等、タフソーで
病院へ行くだけだと、差があります。
せめて、家事、複合、等価介護を一本にあげ
て、また移動時間、交通費、キャンセル料
等を想定していただき、せめて、安定した生
活を営む給料がほしいです。
ヘルパーを厚シの持てる職業にして下さい。

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。

- ・上記事項を記載した用紙とは別に、

- 住所
- 電話番号
- 連絡者の氏名

の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 菊地 みつる

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人 2. 利用者の家族
③ 介護事業サービス関係者（ホームヘルパー） 4. その他

意見内容

今まで仕事をしていて、各利用者宅に訪問し、全く同じケア内容を行うことは一度もない。利用者により、生活の質、考え方が違うので、ホームヘルパーも、それに合わせたやり方でケアを行うからだ。その中でも特に神経を使うのが家事援助である。仮りえは、調理では、具の切り方、味付、おかず等の盛り方は、利用者に配慮しながら一つ、一つ確認し行う。どれか一つでも違えば利用者の心に不満、不安、遠慮を感じさせてしまう。そのような事が起こらないように、私たちは日々利用者との信頼関係を深め研究と努力をしている。このように身体介護と同様に家事援助は神経を使うのである。家事援助の報酬単価が身体介護より低いのは自分は納得がいかないからと言って利用料の引き上げは利用者の負担にもなるので反対する。

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名

菊池 幸子

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人

2. 利用者の家族

3. 介護事業サービス関係者（ヘルパー）

4. その他

意見内容

私はヘルパー（パート）利用者の家族でもあり、
ヘルパーの仕事は肉体的にも精神的にも
努力の限界を求めざるに介護報酬は家
計の仕事で生活していくには軽重は度
ヘルパーの技術レベルを高める為の免除も常に
必要とされる
介護の免除も利用者以上に優に接し
れるよう介護報酬も考えて下さい。

又、利用者の家族としてお母と59才の
私と暮らしており、非課税で済免に
なり、介護世帯をもっと増やして
欲しいと思っております。

（注）

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

【意見公募様式】(A4版 タテ、1枚以内)

冒頭に「介護報酬に関する意見(意見公募)」と記載

○氏名又は名称・代表者の氏名

岸上 真寿美

○個人の場合:

※上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

1. 介護サービス利用者本人

3. 介護事業サービス関係者(

2. 利用者の家族

4. その他

以前、ハルパーでした。

○団体の場合: 事業又は活動の内容

○意見内容 「介護報酬西州に関する意見(意見公募)」

○介護報酬西州の一本化を以下下さい。

介護が上 が家事は下だという発想は、現場を
知らない人しか思えません。むしろ家事にこそ、
利用者の個性がでるかと 思います。

(遠折食の調理まで、たいへんです)

○現在の介護報酬西州では、生活はいけません

他にアルバイトをしながらやっていける方も多
いまま

○保険料・利用料がはらえず、介護が必要でも利用でき
ない人がいます。介護報酬西州が保険料・利用料に
はわかちをしまし、しくみを変えて下さい。

(注)

・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。

・上記事項を記載した用紙とは別に、

・住所

・電話番号

・連絡者の氏名

の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

「介護報酬に関する意見（意見公募）」

○氏名 岸田 孝史

3、介護サービス関係者（特別養護老人ホーム 施設長）

1、福祉労働者の処遇改善、事業継続の安定的保障のために介護報酬を改善し、介護報酬算定の積算根拠を明らかにすること

現在の介護報酬は、「走りながら考える」という拙速な制度実施によって、同一介護度（保険事故）でも給付が異なるなど、保険制度としても多くの根本的矛盾をかかえています。介護報酬の見直しにおける基本的視点は、国民に対して良質の生活援助（介護）サービスを保障し、その事業継続を安定的に保障する内容になっているのかどうかにあります。

この二年間、社会福祉法人の行う特別養護老人ホームや在宅福祉事業は、事業継続の安定的継続を支える公的な財政保障基盤から投げ出され、施設整備補助などにかかわる将来的な不安も抱えながら、良心的に事業をすすめようとすればするほど、きびしい状況に置かれているのが実態です。また、ホームヘルプ（訪問介護）やケアマネジメント（介護支援）などの介護報酬があまりにも低いことは、周知の通りです。そうした中で、老人福祉職場において予想外に大量の退職者を生み出すなど、「合理化」（リストラ）が進行していることは、国民に対する生活援助（介護）サービスの切り下げ以外のなにものでもありません。その実態と影響についても精査するとともに、当面、次の事項を基本にして介護報酬の見直しを行ってください。

- 1) 福祉労働者の処遇改善（適切な賃金水準と昇級財源の保障）、事業継続の安定的保障（減価償却費を含む事業継続の財源保障）の視点から介護報酬を引き上げること。
- 2) 職員配置や賃金財源の水準と内容、事務・管理費、減価償却財源など事業とその継続に必要な経費が介護報酬にどのように含まれているのかについて明らかにするため、従前の制度において示されていたように、その積算根拠を具体的に明示すること。
- 3) この間論議されている「介護報酬とホテルコストの関係」については、基盤整備の費用負担を安易に国民に転嫁することのないよう、「利用者負担は援助サービスの直接的経費の範囲とする」立場で検討すること。

2、老人福祉の後退と介護保険制度の本質的矛盾について再検討するとともに、当面、公的介護保険財政への国庫負担を5割以上に増額すること

「改善」のすべてが利用者負担に戻ってくる介護保険制度の仕組みが、憲法25条、老人福祉法にもとづく生存権・人権保障としての社会福祉のすべてをカバーすることができない、介護保険制度の本質的矛盾となっていることはすでに自明です。様々な審議会や答申で低所得者対策などの課題があげられはするものの、後追いで実効性がなく、生活援助の現場で「援助困難ケース」と呼ばれる深刻な実態が広がっていることは周知の事実です。この点について制度の抜本的な再検討を行うとともに、当面、次の事項を基本にして介護報酬の見直しを行ってください。

- 1) 保険料・利用料の逆進性を正すために、応能負担に改めること。
- 2) 利用者負担を少なくとも基礎年金額の範囲とし、誰もが安心して利用できる生活施設、生活援助サービスとすること。
- 3) 介護報酬の改善が利用者負担の増大とならないよう、国庫負担を従前の制度における5割以上の水準に還元すること。
- 4) 老人福祉法にもとづく公的責任による「福祉の措置」を積極的に運用し、「援助困難ケース」に対する緊急で実効性のある対応を行うこと。